その他

香美市高等学校等通学費補助金

　高等学校等にバスを利用して通学する生徒の保護者の方へ、バス定期券購入費の一部を補助します。

【補助対象者】
保護者・生徒が香美市内に居住しており、自宅から高校までの距離が８km以上の方（ただし香美市外の高校へ通学する場合は、自宅からＪＲ土佐山田駅までの距離が８km以上の方）

【補助金額】
１カ月あたり５０００円を超える部分
※令和６年１月から変更
（変更前：１カ月当たり１万円を超える部分）

【申込方法】
申請書に所定の書類を添えて、教育振興課・各支所に提出してください。ＪＲ四国バスと合わせて市営バスを利用する方はＪＲ四国バス通学定期券購入後すぐに申請してください。市営バスについては、申請した日から減免となります。
　申請書は、市内中学校、教育振興課、香北分室(香北支所内)、物部分室(物部支所内)にあります。

【問い合わせ先】
教育振興課学校教育班
☎53・1081

介護が必要な方に生活管理指導員を派遣

　市内に在住・在宅の65歳以上の方で、介護保険の対象とならない、次の①、②のいずれかの条件に当てはまる方を対象に、生活管理指導員を派遣する事業があります。
　詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

①基本的な生活習慣が身についていない、または対人関係がうまくいかず社会適応が難しい方で、介護を必要としている方
②一時的な心身の障害や傷病で日常生活を営むことが難しい方で、介護を必要としている方

【派遣期間】
①基本的な生活習慣が身につくか社会適応ができるまで
②継続して６カ月以内

【サービス内容】
①生活する上で必要な家事などの支援や、人との関係をうまく作れるよう助言を行う支援など
②身体介護や家事など

【負担額】
ヘルパー派遣に必要な金額の１割
※生活保護世帯の方は無料

【申請方法】
まずは高齢介護課にご相談ください。

【問い合わせ先・申込先】
高齢介護課 社会長寿班
☎52・9280

就学援助について

　経済的理由で就学困難な児童生徒に対し、学用品費、給食費などの学校で必要な費用の援助を行います。
　なお、新入学児の学用品費に限り、３月に支給します。

【対象者】
市立小中学校に通う児童生徒の保護者で、住民税非課税または減免の扱いを受けている方や、職業が不安定で生活に困っている等一定の所得基準以内の方。

【申込方法】
申請書類は学校にあります。援助を希望される方は、通学している学校（新小学１年生になる児童は入学予定の小学校）へお申し出ください。援助の決定は審査の上、学校または教育委員会から通知します。

【締切日】
１月19日（金）
※今回の申込みに間に合わなかった方も随時受付していますので、お申込みください。

【問い合わせ先】
教育振興課学校教育班
☎53・1081

国保に関するお知らせ

産前産後の国民健康保険税免除制度が令和6年1月から始まります

　子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の保険税について、出産（予定）日前後４カ月分が申請により免除となります。出産予定日の６カ月前より市民保険課、香北支所または物部支所の窓口で申請が可能です。なお、郵送での申請も受け付けています。詳細は香美市ホームページをご覧ください。

収入がなかった人も申告が必要です

　国民健康保険に加入している方は、収入がない場合や障害者年金など非課税所得に係る収入のみの場合も、収入が０円であるという申告が必要です。申告がない場合は、低所得者のための国保税軽減措置が適用されませんので、必ず申告してください。収入が確認できない場合は、市民保険課から申告のご案内をさせていただきます。

問い合わせ先
市民保険課 保険班　☎53−3115

公募委員の募集

　次の委員会委員を募集します。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

委員会名	行政改革検討委員会	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	香美市立美術館運営審議会	香美市立中央公民館運営審議会	香美市広報委員会（広報部会）
募集人員	若干名	若干名	１名	２名	１名
任期	令和6年2月中旬 ～ 令和8年2月中旬	令和6年2月中旬 ～ 令和7年3月下旬	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	令和6年3月1日 ～ 令和8年2月28日
応募資格・（概要）	行政改革に関して一定の知識を有している方（※） （第４次香美市行政改革大綱について協議する会）	地方創生に関して一定の知識を有している方（※） （市の人口減少対策や地方創生について協議する会）	香美市立美術館を利用し、その運営に関して、知識、経験、関心のある方（※） （美術館の運営に関し、協議する会）	学校教育および社会教育関係者・家庭教育に資する活動を行う方・学識経験者のいずれかに該当し、公民館運営に関心がある方（※）	学識経験者もしくは公共的団体等の役員および職員（※） （市広報誌の企画・校正を行う会）
報酬	市条例に基づく報酬と交通費を支給				
応募方法	所定の申込書に必要事項を記入のうえ、郵送・持参、電子メールのいずれかの方法により申し込んでください。応募用紙は、申込先、香北支所および物部支所の窓口で配布します。市ホームページからダウンロードも可能です。				
応募期間	１月１９日(金)まで ※当日必着	１月１９日(金)まで※当日必着	１月３１日(水)まで※当日必着	１月３１日(水)まで※当日必着	１月３１日(水)まで
問い合わせ・申込先	企画財政課企画調整班 ☎ ５３−３１１４ ✉ kikakuka@city.kami.lg.jp		香美市立美術館 ☎５３−５１１０ ✉ bijyutsukan@city.kami.lg.jp	香美市立中央公民館 ☎５３−２２１４ ✉ kominkan@city.kami.lg.jp	総務課 ☎５３−３１１２ ✉ hishokoho@city.kami.lg.jp

（※）応募資格（共通事項）
●市内在住、在勤、在学の任期の開始日において１８歳以上の方
●平日の会議に出席できる方（年数回）※広報委員会は、月２回開催
●市議会および市職員ならびに３つ以上の香美市の審議会等で委員ではない方